陳情一覧表

令和5年2月22日(水)

陳情番号	件名	陳情者	付 託 委員会
陳 情 第 2 号	政党機関紙(赤旗)の市庁舎で の勧誘・購読・配達を自粛する 事に関する陳情	中津川市東町5-47加藤 稔	総務企画 委員会

陳 情 文 書 表

令和5年第1回中津川市議会(定例会)

令和5年2月22日(水)

受理	里番号	陳情第2号 受理年月日 令和5年2月15日						
件								
名	政党機関紙(赤旗)の市庁舎内での勧誘・購読・配達を自粛する事に関する陳情							
陳情者	中津川市東町5-47 加藤 稔		付 託 委員会	総務企画委員会				

陳情趣旨

新聞報道や市役所の知人らからの話によりますと殆どの市庁舎内において共産党機関紙(赤旗)の配達、集金、勧誘が日常、行われている様です。

この内容には問題があると思いますので、中津川市の市民として改善を 求めます。

まず、市庁舎内管理規定では基本「許可証」が必要だと思いますが、許可なしで配達員らが出入りしていることになります。

公安調査庁のHPによると、共産党は「破壊活動防止法に基づく調査対象団体」として位置付けられた政治団体であり、岸田政権も昨年12月、この立場を確認する答弁をしています。そのような政党の機関紙が市庁舎内で配達、集金、勧誘されているようでは、市民は安心して市役所に行くことができません。

悪しき慣習は断ち切るべきであると思い、以下の内容を陳情します。

陳情事項

- 1. 政党機関紙の市庁舎内での、勧誘、購読、配達の自粛
- 2. 市民の個人情報を守る為にも、市庁舎内管理規程を厳守し、許可証がない者の庁舎内の立ち入りを認めない。

- 3. 公務の中立性及びそれに対する住民の信頼を確保すべく、政党機関紙の購読を希望する職員がある場合、その配達場所を庁舎とすることを禁じ、自宅等庁舎外の場所を配達先として指定するよう通知することにより、市職員に周知、徹底すること。
- 4. 市議会議員は、議員としての優越的立場を利用して、市職員等に政党機関紙の購読を強制しないようにする。
- 5. 市議会議員が市職員に対し、政党機関紙の購読を求める行為は、パワー・ハラスメントに該当する可能性が高いため、そのような行為をしないよう市議会議員に対し周知徹底すると共に、その防止、対応の為、例えば庁舎内に相談窓口を開いて、個々の職員の職務に支障がないように適切な処置を講じる。

以上